

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和3年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	本市職員の期末手当の額を改定するものです。	令和3年 12月議会  議案 第89号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長等の期末手当の額を改定するものです。	令和3年 12月議会  議案 第90号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市国民健康保険条例の 一部を改正する条例	健康保険法施行令の改正等に伴い、出産育児一時金の額及びその加算額の適正化を図るものです。	令和3年 12月議会  議案 第98号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 出産育児一時金の額及びその加算額に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例	松山市急患医療センターについて、診療受付終了時刻を定めるとともに、小児科診療を無休とするものです。	令和3年 12月議会  議案 第99号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	医事薬事課 089-911- 1803
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、旅客特定車両停留施設等の構造に関する基準を定めるものです。	令和3年 12月議会  議案 第100号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 旅客特定車両停留施設等の構造に関する基準に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例	港湾施設のシャワー・ランドリー施設使用料を徴収するものです。	令和3年 12月議会  議案 第101号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	空港港湾課 089-994- 5244
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市手数料条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い長期優良住宅建築等計画の容積率緩和特例申請手数料等を徴収するとともに、審査内容の変更に伴い長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の適正化を図るものです。	令和3年 12月議会  議案 第102号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。